

寒川町水害対応マニュアル

平成27年3月作成

寒 川 町

— 目 次 —

I. はじめに	1
II. 町の責務と町民等の避難行動の原則	2
III. 避難勧告等の判断基準	4
IV. 避難勧告等の情報伝達	8
V. 避難場所の開設等	10
VI. 職員の配備体制	16
VII. 専門機関等との連携	20

I. はじめに

昨今の地球温暖化に伴う異常気象で、集中豪雨が多発し台風が大型化する傾向にある。特に、町において水害被害が増えている状況等を踏まえ、避難場所開設等の諸課題の改善や町としての具体的な水害対策を推進することを目的に「寒川町水害対応マニュアル」を策定する。

なお、策定にあたっては、「寒川町地域防災計画」の風水害対策（第3編）及び町における水害の被害状況や地域的な特徴等も考慮し、平成26年9月に内閣府で示された「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に準ずる。

1. 避難は、災害から命を守るための行動と定義する。
2. 従来の避難所への避難だけではなく、家屋内に留まって安全を確保することも避難行動の一つとする。
3. 避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とする。
4. 洪水については、脅威となる対象河川を明確にする。
5. 発令を判断する材料となる防災情報等を具体的に示す。
6. 防災体制の段階移行に関しても、基本的な考え方を示す。
7. 避難勧告等の発令基準の設定や防災体制に入った段階での防災気象情報の分析について、助言を求める関係機関を明確にする。

■特記事項

*水害に対する避難勧告等の対象を整理する。

- ・避難勧告等は、大河川の氾濫や土砂災害への対応のように、多数の犠牲者が発生するような災害を対象として発令することを基本とする。
- ・内水地域で浸水深が0.5mを超えるものについては、命を脅かされる可能性があることから、避難勧告等の対象とする。

*町民等の避難行動の原則

- ・市町村長に避難勧告等の発令権限が付与されているが、強制力が伴っていないのは、発令に従わないことにより、被害を受けるのは本人自身であること等の理由からで、このことは、一人ひとりの命を守る責任は行政にあるのではなく、最終的には個人にあるという考え方を基本とする。

Ⅱ. 町の責務と町民等の避難行動の原則

1. 町の責務

町は、町民の生命、身体を保護するために、町民一人ひとりが適時的確な避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供することで、居住地等にどのような災害のリスクがあり、いつ、どのような避難行動をとるべきかについて、日頃から周知徹底を図る。

2. 町民等の避難行動の原則

自然災害に対しては、町民等が自らの判断で避難行動をとることを原則とする。

3. 町民等の避難行動（安全確保行動）

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から、町民自らが「命を守るための行動」であることを踏まえ、気象庁から発表される各種警報等や町からの災害情報等に注意を払うと共に、各段階ごとに避難行動を決めておく必要がある。特に、要配慮者は支援者や隣近所の方と一緒に、避難行動を早めに開始することが求められる。

なお、台風の場合、暴風雨で立ち退き避難が難しくなることも想定されることから、最新の気象情報等を確認し、早めの避難行動をとるよう心掛け、日頃から避難場所や危険箇所の把握をしておく。

***水害時における「避難行動」は、次の4点とする。**

- ①指定避難場所等への移動
- ②安全な場所への移動（公園、親戚や友人の家等）
- ③近隣の高い場所や建物等への移動
- ④建物内の安全な場所での待避（屋内安全確保）

***町民等の避難行動に関する基本的な対応等**

- ・ 激しい降雨時には、河川には近づかない。
- ・ 勢いよく流れている用水路等の上を渡らない。
- ・ 上流部の大雨により急激に河川の水位が上昇することがあるため、大雨注意報等が発表されている場合は、河川敷等での活動は行わない。
- ・ 大雨で側溝等の排水が十分にできず浸水している場合は、マンホールや道路の側溝等には近づかない。

- ・避難勧告等が発令されなくても、危険を感じたら躊躇なく自主的に避難する。
- ・河川等による浸水に際し、移動することは、むしろ危険な場合が多いことから、孤立したとしても基本的には移動しない。
なお、やむを得ず移動する場合は、浸水した水の濁りによる路面の見通し、流れる水の深さや勢いを見極めて判断する。
- ・避難勧告等が発令された後、逃げ遅れ、避難場所まで移動することが危険だと判断した場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動したり、それさえ危険な場合は、屋内の上層階に留まることも考える。
- ・台風の接近や大雨により、警報・特別警報が発表された場合は、その時点での避難勧告等の発令の状況を注視し、災害の危険性の有無を確認する。
- ・避難勧告等の対象区域外であっても、危険だと感じれば、自主的かつ速やかに避難行動をとる。

＊水害時における「避難行動」の呼称について

- ・「立ち退き避難」
⇒近隣の安全を確保できる場所に一時的に移動すること。
※従来の「水平避難（又は水平移動）」
- ・「屋内安全確保」
⇒自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まること。
⇒屋内の２階以上の安全を確保できる高さに移動すること。
※従来の「待避」「垂直避難」

Ⅲ. 避難勧告等の判断基準

1. 洪水予報河川及び水位周知河川について

- ・ 洪水予報河川：水位や流量の予報が行われる河川（全国約400河川）
対象河川：相模川
- ・ 水位周知河川：水位や流量の情報が提供される河川（全国約1500河川）
対象河川：目久尻川及び小出川

2. 避難判断の目安（参考）とする水位

危険度レベル1 水防団待機水位

- ・ 水防団の待機の目安

危険度レベル2 はん濫注意水位

- ・ 水防団の出動の目安

危険度レベル3 避難判断水位

- ・ 避難準備情報の発表判断の目安
- ・ 河川の氾濫に関する町民等への注意喚起

危険度レベル4 はん濫危険水位

- ・ 避難勧告、避難指示の発令の目安
- ・ 家屋浸水等の被害の恐れがある水位

3. 専門機関の助言

避難勧告等の判断に際しては、災害の専門的知見を有している関係機関に災害発生危険性を分析・判断するために助言を求める。

また、関係機関から能動的に助言があった場合には、重要な判断材料とし、早急な判断を行う。

*助言を求めることのできる専門機関（水害）

- ・ 河川管理者 ⇒国土交通省京浜河川事務所
 ⇒藤沢土木事務所、厚木土木事務所
- ・ 気象情報 ⇒気象庁横浜地方気象台等

4. 避難勧告等の判断基準の設定

避難判断の目安とする水位を踏まえ、町の地域特性等も考慮しながら、具体的な設定を【別表1】「避難勧告等の発令判断基準」のとおり定める。

＊内水の判断基準

- ・床上浸水や床下浸水などの過去の水害履歴から内水（外水由来の内水含む）の被害が想定される地域においては、【別表1】「避難勧告等の発令判断基準」にかかわらず、現場の状況を把握すると共に、気象状況等に応じて、早めの避難勧告等の発令に努める。

5. 避難勧告等の解除の判断基準の設定

洪水予報河川及び水位周知河川における避難勧告等の解除については、水位が氾濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。

また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫の恐れがなくなった段階を基本として解除する。

「避難勧告等の発令判断基準」

*避難勧告等の発令について、次のとおりの基準を設定する。

*対象河川は、相模川、目久尻川、小出川の3河川とする。

避難準備情報	①	大雨及び洪水警報が発表されている。
	②	24時間累積雨量が80mmを超え、今後も、まとまった雨量が想定される。
	③	河川の水位観測所の水位が、「水防団待機水位」又は「氾濫注意水位」を超え、今後も、上流部を含め、まとまった雨量が想定される。
	④	河川管理者から、避難準備情報発令に関する重要な情報提供があった。
	※上記、各項目の基準を踏まえ、河川の状況や気象状況などを総合的に判断する。 ※被害が想定される地域等については、早めの情報発信を行う。	
避難勧告	①	大雨及び洪水警報の解除の見込みがない。
	②	24時間累積雨量が100mmを超え、今後も、まとまった雨量が想定される。
	③	樋門（水門）を閉じる必要があるほど河川の水位が上昇し、河川への雨水排水が困難となり、低地に水がたまり浸水する恐れがある。
	④	河川の水位観測所の水位が、「避難判断水位」を超え、今後も、上流部を含め、まとまった雨量が想定される。
	⑤	消防団（水防団）から、避難の必要性に関する重要な通報があった。
	⑥	浸水（内水）等の発生に関する情報が、住民等からあった。
	⑦	河川管理者から、避難勧告についての重要な情報提供があった。
避難指示	※上記、各項目の基準を踏まえ、河川の状況や気象状況、河川管理者などの専門機関等の意見を求め総合的に判断する。	
	①	気象特別警報の発表。
	②	避難勧告発令後、被害等の状況が更に悪化し、被害が大きくなる恐れがある。
	③	堤防が決壊、または、破堤に繋がるような大量の漏水や亀裂が発見された。
	④	樋門（水門）が閉まらないなどの事故が発生。
	⑤	河川の水位観測所の水位が、「氾濫危険水位」を超える予想があり、今後も、上流部を含め、まとまった雨量が想定される。
	⑥	河川管理者から、避難指示についての重要な情報提供があった。
避難指示	※上記、各項目の基準を踏まえ、河川の状況や気象状況、河川管理者などの専門機関等の意見を求め総合的に判断する。	

【留意事項】

※洪水予報河川（相模川）と水位周知河川（目久尻川、小出川）の二種類の避難勧告等の発令判断基準の設定が考えられるが、対象3河川の関連性等を勘案して、避難勧告等の発令判断については、同一の基準を設定する。

※避難勧告等の発令は空振りを恐れずに、内水等で、避難が困難となる前に、早めの勧告を心がける。

※被害が予想される地域又は、過去に床上浸水等の大きな被害があった地域においては、自治会（自主防災組織）との綿密な連携を図ると共に、より早い段階での避難勧告等の発令に努める。

※助言を求める対象機関 … 国土交通省京浜河川事務所
藤沢土木事務所、厚木土木事務所
横浜地方気象台 など

※避難することが危険な場合は、家屋内に留まり安全を確保できる場所（2階以上）に避難することも「避難行動」のひとつと位置付ける。

Ⅳ. 避難勧告等の情報伝達

町民等への災害情報の発信については、町の重要な責務の一つであることから、【別表２】「水害時における避難勧告等の町民等への災害情報伝達方法」に基づき、迅速で正確な情報発信に努める。

1. 避難勧告等の情報伝達について

- ・避難勧告等を伝達する主な手段は次のとおりとする。
また、町民等への災害情報等の情報発信についても、可能な限り複数の伝達方法で積極的に行う。
 - ①防災行政用無線
 - ②メール配信サービス
 - ③町ホームページ
 - ④ツイッター
 - ⑤緊急速報メール
 - ⑥広報車（消防車等）
 - ⑦地域コミュニティFM放送
 - ⑧ケーブルテレビ
 - ⑨防災関係機関等

2. 伝達する情報の内容について

- ・町民等へ伝達する災害情報は次のとおりとする。
 - ①避難勧告等
 - ②気象情報（各種警報等、雨量予測等）
 - ③河川の水位情報
 - ④台風情報（進路情報等）
 - ⑤その他（避難場所の開設、通行止め、停電、公共輸送機関等の情報など）

3. 情報伝達における留意点

- ①避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合においても、基本的に、躊躇することなく避難勧告等の発令を行う。
- ②避難勧告等の発令については、基本的に、防災行政用無線の音量を最大で放送する。

水害時における避難勧告等の町民等への災害情報伝達方法

※町から町民等への災害時の情報伝達方法の基準は、次のとおりとする。

No.	災害情報伝達方法	避難準備情報	避難勧告	避難指示
1	防災行政用無線	○	○	○
2	メール配信サービス	○	○	○
3	町ホームページ	○	○	○
4	ツイッター	○	○	○
5	緊急速報メール	○	○	○
6	広報車（消防車等）	○	○	○
7	地域コミュニティFM放送	○	○	○
8	ケーブルテレビ	○	○	○
9	防災関係機関等	△	○	○

凡例：○…実施 △状況に応じて実施

【留意事項】

※勧告地域については、あらゆる手段を駆使して情報の伝達に努めます。

※災害情報（河川の水位情報、通行止め情報、避難場所開設情報など）なども、町ホームページ、メール配信サービス、ツイッターで配信します。

※町ホームページについては、携帯電話やスマートフォンでも確認できます。

※広報車等による広報活動は、主に避難勧告等の対象地域で行います。

※地域コミュニティFM放送は、レディオ湘南（藤沢）、FMカオン（海老名）、FMナパサ（平塚）です。

※ケーブルテレビは、ジェイコム湘南（藤沢）です。

※水害の危険が予想さえる地域においては、当該自治会長と協議して、避難準備情報の段階でも、避難場所を開設して自主的な避難を促すために、広報車等で呼びかけます。

※その他、報道機関等については、FAX等により情報提供を行います。

※Jアラートについては、特別警報発表時に、避難行動を促す内容の情報が提供されます。

V. 避難場所の開設等

水害における「避難場所」の開設及び運営については、被災者等の避難生活が長期に及ぶことが想定しにくいことから、各施設管理者等と連携を図りながら、町の責任で行うものとする。

なお、災害で住宅を失うなどした場合で、一定期間の避難所生活をするために開設する「避難所」については、各自治会（自主防災組織）などの各種関係機関の協力が不可欠なことから、各避難所運営委員会等と十分に連携を図りながら、開設及び運営を行う。

＊避難場所と避難所の違い

- ・避難場所…切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所。
- ・避難所…災害で住宅を失った場合等、一定期間避難生活をする場所。

1. 避難場所について

避難場所については、原則、町が指定する広域避難場所及び一時避難場所とするが、それ以外にも、災害の状況に応じて避難場所としての適所がある場合には、当該施設管理者等の協力を得ながら開設に努める。

ただし、水害においては、早期避難が原則であることから、広域避難場所を優先的に開設するが、より近い場所への避難が有効なことから、被害が大きくなると予想される地域においては、一時避難場所も早めに開設する。

また、開設する避難場所等及び運営方法等の具体的な内容については、気象情報や避難者の状況等を踏まえて、施設管理者等と連携を十分に図るなかで、町災害対策本部において決定する。

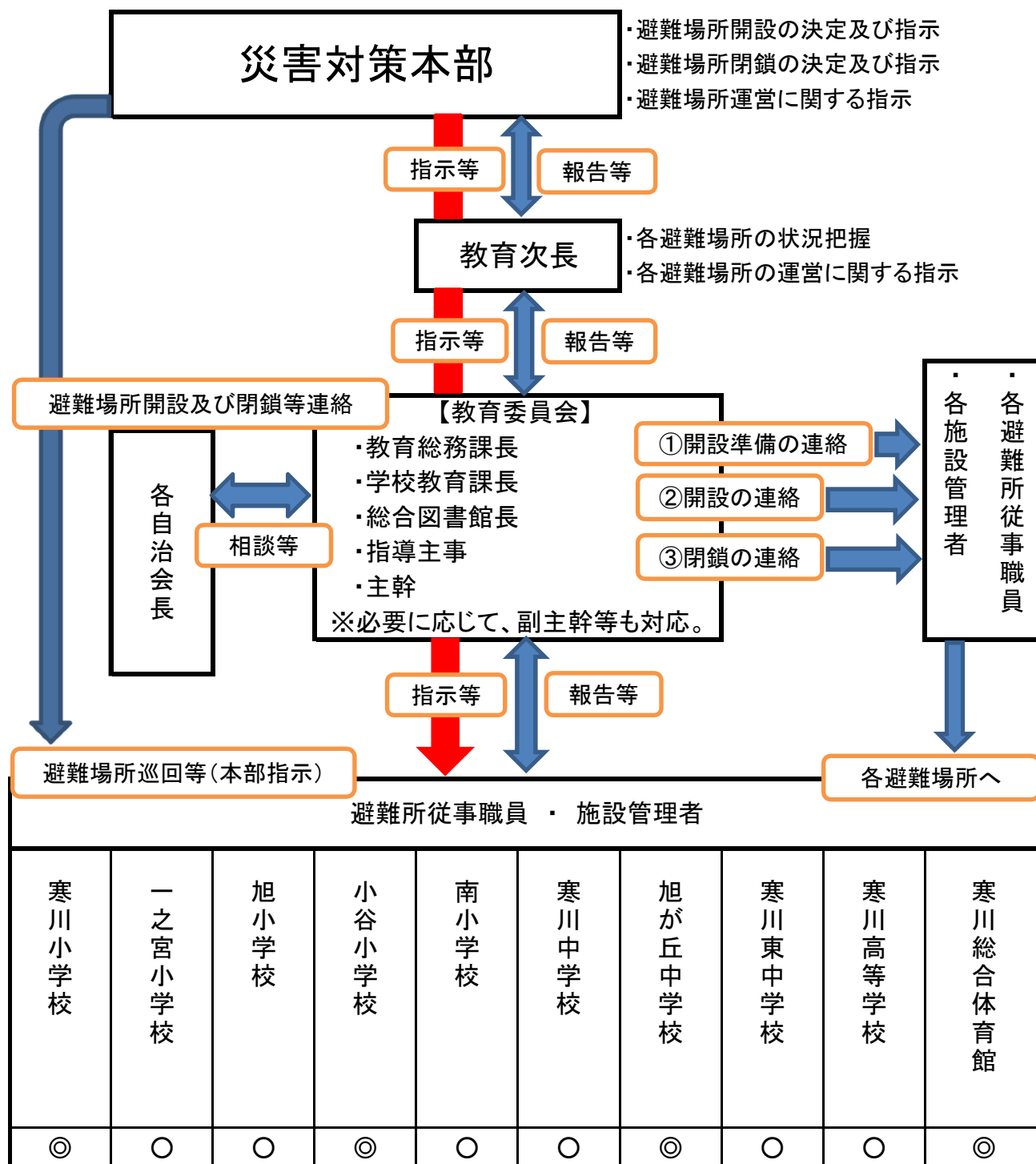
2. 広域避難場所の開設等の対応について

広域避難場所の開設及び運営等に関しては、【別図1】「水害時広域避難場所開設等の対応」のとおりとする。

なお、広域避難場所の開設及び運営にあたっては、原則、避難所従事職員を現地に派遣すると共に、当該施設管理者との連携のもと、支障のない運営に努める。

また、必要に応じて、町災害対策本部において、当該の施設管理者等に出動の要請を求める。

水害時広域避難場所開設等の対応



◎ … 優先的に開設することが可能な施設

○ … 開設に状況判断が必要な施設(地域的な浸水被害が予想される)

【留意事項】

- ・水害においては、避難が長期化しないことが予想されることから、町が避難場所の運営にあたる。
- ・施設管理者の配備体制等については、災害対策本部で決定する。

3. 一時避難場所の開設等の対応について

一時避難場所の開設及び運営等に関しては、【別図2】「水害時一時避難場所開設等の対応」のとおりとする。

なお、一時避難場所の開設及び運営にあたっては、原則、町職員を現地に派遣すると共に、当該の施設管理者等と連携しながら、スムーズな運営に努める。

4. 避難勧告等の発令に伴い町民等に求められる行動

水害においては、避難行動の迅速さが特に要求されることから、勧告の種類に応じた、各個人、家族ごとの判断基準が重要となる。

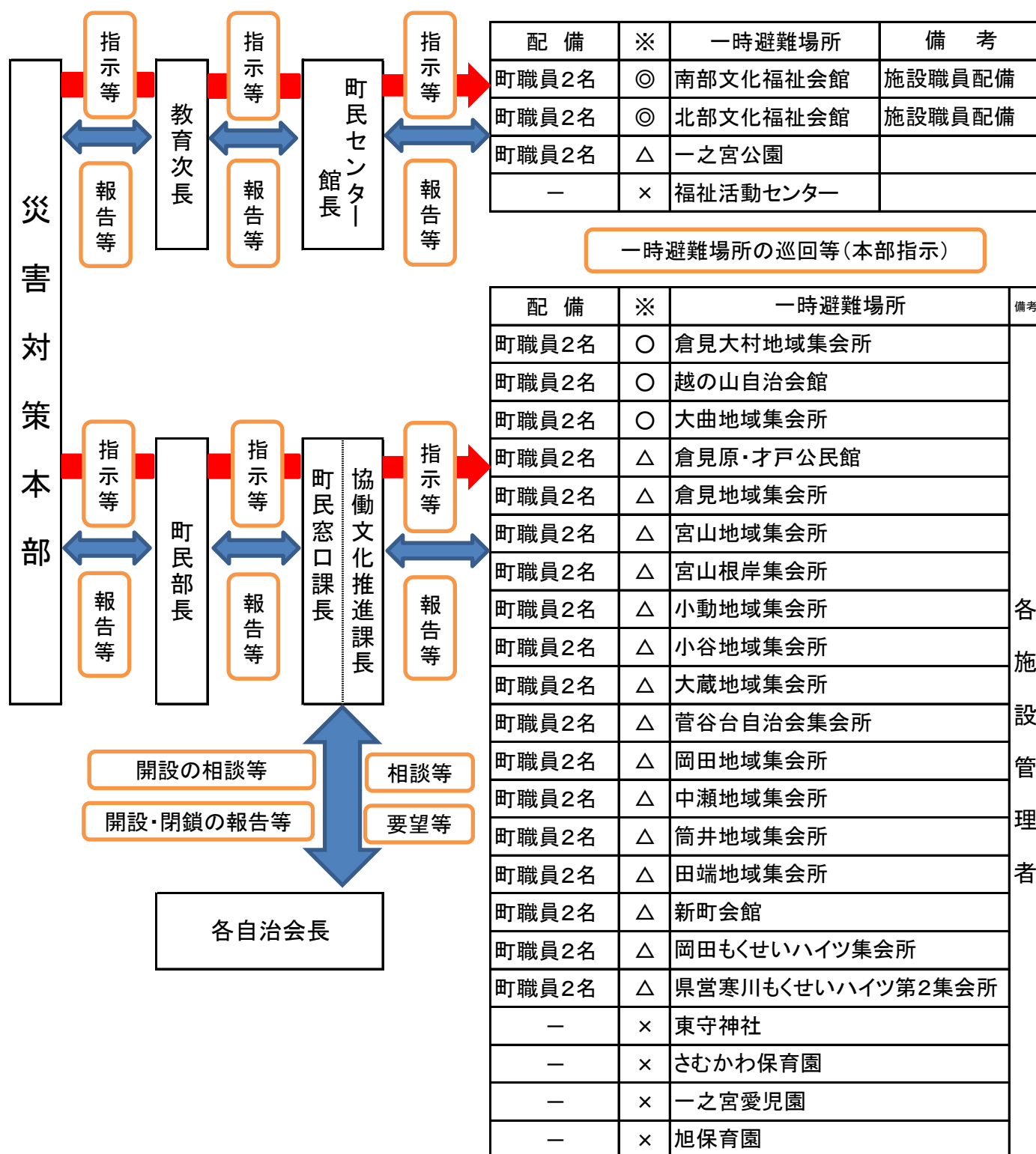
そこで、各個人や各家庭での参考となるように、各勧告時における行動の判断基準及び具体的な避難行動を【別表3】「水害時の避難勧告等発令に伴う町民等に求める行動」のとおりとする。

5. 避難勧告等の発令に伴い求められる行動

水害時における迅速な対応については、防災関係機関等との連携が非常に重要である。そのなかでも、各自治会（自主防災組織）との連携や協力体制は、必要不可欠である。

そこで、避難勧告等における自治会（自主防災組織）との協力体制については、【別表4】「水害時における自治会（自主防災組織）との協力体制」のとおりとする。

水害時一時避難場所開設等の対応



※ ◎ … 優先的に開設する施設

○ … 自治会長と相談して、優先的に開設する施設。

△ … 状況に応じ、自治会長と相談して開設する施設。

× … 原則、水害では開設を予定しない施設。

水害時の避難勧告等発令に伴う町民等に求める行動

＊避難勧告等の発令に伴い、数分から数時間後に起こるかも知れない水害から「命を守るための行動」として、対象地域の町民等は、直ちに「避難行動」を開始する。

■町民等に求める行動

勧告の種類	町民等に求める行動
避難準備情報	・ 気象情報に注意を払い、避難の必要について考える。 ・ 避難が必要と判断した場合は、その準備をする。 ・ 危険と判断した場合は、避難勧告等の発令を待つことなく、自身の判断で速やかに避難する。 ・ 災害時要配慮者及びその支援者は、避難をする。
避難勧告	・ 避難勧告に従い、速やかに避難をする。 ※避難が困難な場合は、自宅の2階以上の安全な場所に避難することも「避難行動」の一つとする。 ※避難に際しては、避難場所に必要なものを予め準備し、持参することを原則とする。
避難指示	・ 避難勧告地域において、避難しそびれた者は避難する。 ただし、移動することで危険がある場合は、安全な場所に留まることも考える。

■具体的な避難行動

①指定の避難場所へ移動する。

※一時避難場所、広域避難場所など

②安全な場所へ移動する。

※親戚や友人の家など

③近隣の高い強固な建築物へ移動する。

※マンション、アパートなどの高層階

④自宅建物内の安全な場所に待避する。

※自宅の2階及び3階への避難

⑤その他

※危険が回避でき、安全が確保できる適所が近くにあればそこへ避難する。

※避難に当たっては、十分に安全が確保されたルートを選択する。

※避難ルートの安全が確保されない場合（避難が困難な場合）は、家屋内に留まり安全を確保することも「避難行動」のひとつ。

水害時における自治会（自主防災組織）との協力体制

※避難を希望する地域住民が、より近くて安全な場所に避難できるように、広域避難場所だけでなく、各自治会等の協力を得ながら、一時避難場所に指定されている地域集会所や地区集会所等も開設し、広く避難者を受け入れる体制をつくる。

■協力体制の内容

勧告の種類等	自治会（自主防災組織）との協力体制
事前準備	- 一時避難場所の開設準備を行う。 ※災害対策本部からの一時避難場所の設置準備要請を受けて、開設準備を行う。（町職員2名を配置する）
避難準備情報	- 一時避難場所を開設する。 ※避難者（自主避難者）を受け入れる。
避難勧告	- 一時避難場所を開設する。 ※避難者を受け入れる。
避難指示	- 一時避難場所を開設する。 ※避難者を受け入れる。
勧告等の発令解除	- 一時避難場所を閉鎖する。 ※避難者がいる場合は、避難場所の開設を継続する。

【留意事項】

- ①災害対策本部の指示により、緊急性のある避難場所より、段階的に開設する。
 ※浸水の危険が想定される地域の避難場所を優先的に開設する。
- ②避難場所の開設にあたっては、当該の自治会長と協議する。
- ③災害対策本部と自治会（自主防災組織）との情報共有を図る。
 - ・災害対策本部の設置及び解散などの情報。
 - ・一時避難場所の開設要請及び閉鎖報告、避難勧告等の発令及び解除など。
 - ・状況に応じて、個別の自治会（自主防災組織）と連携を図る。
- ④一時避難場所の状況を把握する。
 - ・状況を把握するために、できる限り町職員が各避難所を巡回する。
- ⑤一時避難場所の運営については、町職員が行う。

VI. 職員の配備体制

水害の被害が想定される場合における職員体制については、【別表5】「水害時職員配備編成計画」のとおりとする。

また、水害時における避難勧告等発令から解除、避難場所の準備・開設・閉鎖までの流れについては、【別図3】「水害時における避難勧告等の発令から解除までの流れ」のとおりとする。

1. 水害時における各部等の主な任務

*企画政策部

- ・災害対策本部に関すること。
- ・災害情報等の収集に関すること。

※電話対応の一本化。

対応等を各部署へ要請、その結果等を本部へ報告。

- ・災害情報等の発信に関すること。

※マスコミ対応に関すること。

- ・各部との連絡調整に関すること。

*総務部

- ・本部補助に関すること。

※一時避難場所配備職員8名

*町民部

- ・一時避難場所の開設等に関すること。

- ・本部補助に関すること。

※一時避難場所配備職員2名

*福祉部

- ・本部補助に関すること。

※一時避難場所配備職員8名

*健康子ども部

- ・本部補助に関すること。

※一時避難場所配備職員8名

＊環境経済部

- ・管理施設に関すること。
- ・本部補助に関すること。

※一時避難場所配備職員6名

＊都市建設部

- ・管理施設に関すること。

※職場で対応する班と現場へ出動して対応する班とに職員を振り分ける

※各部等より人員の増員を図り対応する。

＊拠点づくり部

- ・都市建設部との連携に関すること。

＊教育部

- ・広域避難場所の開設等に関すること。
- ・一時避難場所の開設等に関すること。
- ・本部補助に関すること。

※一時避難場所配備職員6名

＊協力部

- ・本部補助に関すること。

※一時避難場所配備職員4名

2. 留意事項

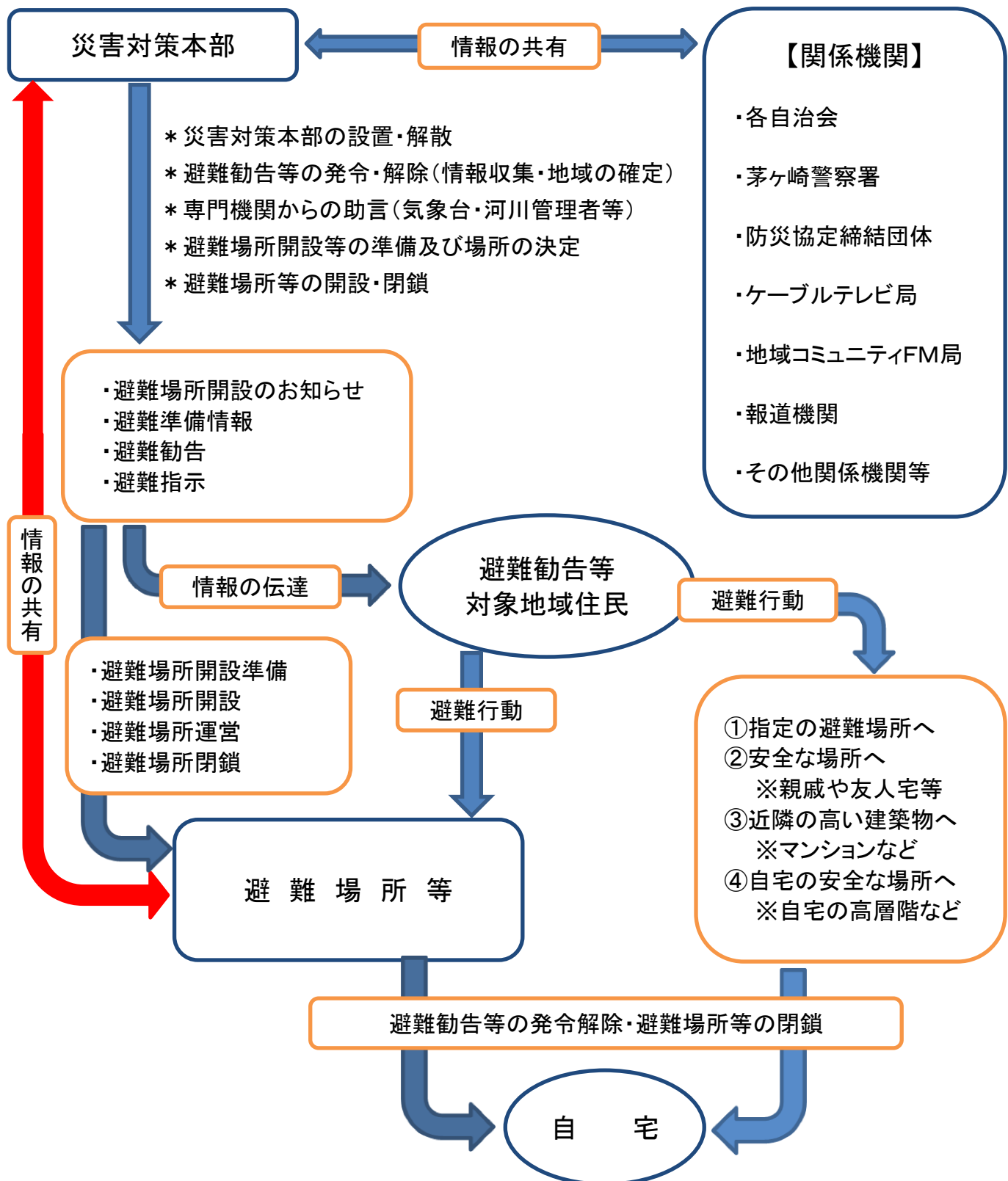
＊本部補助に関する任務については、次のとおりとする。

- ・一時避難場所の開設準備及び運営
- ・都市建設部等の人材が必要な部署への協力
- ・各避難所の巡回
- ・町民等への土のうの配付
- ・その他、災害対策本部が指示する事項

水 害 時 職 員 配 備 編 成 計 画

部	班	配備動員計画			
		1号配備	2号配備	3号配備	備 考
企画政策部	企画政策班	企画政策部長の指示による		全 員	
	財政班				
	危機管理班	全 員			
総 務 部	総 務 班	総務部長の指示による		全 員	
	税 務 班				
	収 納 対 策 班				
町 民 部	協働文化推進班	町民部長の指示による			
	町 民 窓 口 班				
福 祉 部	福 祉 班	福祉部長の指示による			
	高 齢 介 護 班				
	保 険 年 金 班				
健康子ども部	子 ど も 青 少 年 班	健康子ども部長の指示による			
	健 康 ・ ス ポ ー ツ 班				
環境経済部	産 業 振 興 班	環境経済部長の指示による			
	農 業 委 員 会 事 務 局 班				
	環 境 班				
都市建設部	道 路 班	都市建設部長の指示による			
	下 水 道 班				
	都 市 計 画 班				
拠点づくり部	倉 見 拠 点 づ くり 班	拠点づくり部長の指示による			
	田 端 拠 点 づ くり 班				
	寒川駅周辺整備事務所				
教 育 部	教 育 総 務 班	教育次長の指示による			
	学 校 教 育 班				
	公 民 館 班				
	寒 川 総 合 図 書 館 班				
消 防 部	消 防 総 務 班	消防長の指示による			
	予 防 班				
	消 防 署 班				
協 力 部	会 計 班	議会事務局長の指示による		全 員	
	議 会 事 務 局 班				
	選挙管理委員会事務局班				
	監 査 委 員 事 務 局 班				

水害時における避難勧告等の発令から解除までの流れ



Ⅶ. 専門機関等との連携

避難勧告等の発令の判断については、次の機関等から専門的な助言等を求めることで、より迅速で正確な情報発信に努める。

1. 河川情報を求める専門機関等

- ①相模川（神川橋下流）
 - ・国土交通省京浜河川事務所
- ②相模川（神川橋上流）
 - ・厚木土木事務所
- ③目久尻川
 - ・藤沢土木事務所
- ④小出川
 - ・藤沢土木事務所
- ⑤その他
 - ・城山ダム

2. 気象情報を求める専門機関等

- ①気象庁横浜地方気象台
- ②民間の気象情報提供会社